

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

高 知 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	1
1 高知市農業・農村の概要	1
2 取組の基本方向	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	4
1 地域特性を活かした主要な営農モデル	4
2 主要資本装備	4
3 生産方式及び経営管理の方法.....	4
4 農業従事の態様等.....	4
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
1 地域特性を活かした主要な営農モデル	13
2 主要資本装備	13
3 生産方式及び経営管理の方法.....	13
4 農業従事の態様等.....	13
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項.....	17
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	17
2 市町村が主体的に行う取組.....	17
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	18
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供.....	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	19
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	19
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	19
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	20
1 利用権設定等促進事業に関する事項.....	20
2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項.....	25
3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項.....	25
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	25
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	28
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項	28
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第6 その他.....	30
別紙1（第5第1項第1号カ関係）	311
別紙2（第5第1項第2号関係）	32

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 高知市農業・農村の概要

(1) 高知市の農業・農村の特色

高知市は、高知県の中央に位置し、北部は中山間地域、中央部は河川によって開かれた平坦地、南部は太平洋に面した沿岸地域という多様な地域を有している。これら市域の総面積は309km²で、県面積の4.3%を占めており、このうち耕作面積は1,572haとなっている。

気象条件は、年間を通じて降水量が多く、日照時間についても2,000時間を超え、冬期の降雪も稀にみられる程度であり、温暖多雨で農業生産条件としては恵まれている。

こうした立地条件を生かして水稲、野菜、花き、果樹等の早出しを主体とする農業生産を展開している。

また、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、高知（高知市）農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとしている。

(2) 農業・農村を取り巻く環境

高知市の農業構造については、販売農家及び農業従事者がここ10年間で大きく減少するとともに、農業従事者のうち65歳以上が占める割合も5割を超えるなど高齢化が進展し、中山間地域を中心に農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有意識が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、一部の地域では、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進んでいる。

一方、鏡地区及び土佐山地区などの中山間地域においては、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されず、担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 取組の基本方向

高知市においては、平成17年9月28日に、高知市農業協同組合（以下「高知市農協」という。）、高知県農業協同組合（以下「高知県農協」という。）、高知市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、高知県中央西農業振興センター（以下「農業振興センター」という。）、高知県中央家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等で構成する高知市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、適切な役割分担のもと、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）や法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の確保・育成、優良農地の確保に向けた取組などを総合的に推進している。

今後も高知市の農業が持続的に発展していくためには、担い手協議会と連携し、社会情勢の変化等を踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、地域特性を生かした農業・農村の振興を図る。具体的には、以下に示す取組を重点的に行うこととする。

(1) 基盤整備の推進

ほ場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備である。生産性の高い農業への転換や規模拡大を図るため、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化の取組と併せて、地域の条件やニーズに応じた基盤整備を推進する。

(2) 新規就農者の確保・支援

競争力のある産地形成に必要な人材を確保するため、親元就農や新規参入による自営就農及び農業法人等で就業する雇用就農により、新規就農者を確保する。

自営就農者については、就農支援に関する情報発信や就農相談、基礎知識や実践的な農業技術を習得する研修、就農後のフォローアップまで一貫して支援する仕組みである「産地提案型担い手確保対策」を活用し、地域の担い手となる自営就農者の確保を図る。そのため、担い手協議会を中心とした関係機関で連携した支援を一層進める。なお、雇用就農者については、法人経営体の育成と経営強化によって雇用の受け皿となる場づくりを進める。

これらの取り組みにより、年間40人の新規就農者の確保・育成を目標とする。

(3) 経営体の強化

農業者の経営計画が実現できるよう自主的な経営改善への取組に対し、研修や農業経営相談センター等の活用により、経営の安定化、規模拡大、さらには法人化に至るまでの支援を強化する。また、経営継承については準備から継承までに時間を要することを見越し、継続的な支援を行う。

(4) 家族経営体の強化及び支援

男女共同参画の推進のみならず、女性農業者は、経営主体やパートナーとして重要な役割を担っている。女性の視点を生かした農業経営や農村地域の活性化につなげるため、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、女性が能力を発揮できる場の拡大を図るとともに、能力向上のための取組を進める。

(5) 集落営農組織等の育成・支援及び法人化の推進

中山間地域を中心に、農業従事者の高齢化等による労働力不足は深刻化しており、個々の経営体の取組だけでは農業や農地を維持できない状況が生じている。集落営農を推進することで、過剰な設備投資の回避や作業集約による効率化などの生産コスト削減等による農業の維持と活性化につなげ、農業が継続できるよう、地域全体で支える仕組みを構築する。

また、集落営農組織が継続して営農を担うために、農業機械・施設、ほ場などの整備とともに法人化を推進する。

(6) 施設園芸の生産力の向上

環境データの「見える化」と分析・共有による高い生産性と収益性を実現するデータ駆動型農業への転換に取り組む。

(7) 環境保全型農業の推進

消費者の環境問題に対する意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるため、IPM技術等の更なる普及を図ることにより、消費地に選ばれる産地を形成するとともに、GAPの取り組みや有機農業を推進する。また、耕畜連携による畜産堆肥の利用や飼料用稲等の栽培に関する取組を推進する。

(8) 水田農業の振興

地域特性を生かした米の生産振興への取組を強化するとともに、耕畜連携や加工用米及び飼料用米等の非主食用米生産などの推進、基盤整備と併せた園芸品目等への転換も含めた総合的な水田の利活用を図る。

(9) 6次産業化の推進

農業者自らが取り組む生産・加工・流通（販売）や、2次・3次産業事業者と連携した農商工連携など地域ビジネスの展開を支援し、6次産業化を推進する。また、地産地消の取組を官民協働で推進するとともに、地域の農産物や加工品等を取り扱う直販所を地域活性化の拠点に発展させる取組への支援を強化し、農業所得の向上と生産意欲の維持を図っていく。

(10) 日本型直接支払制度の推進

農業・農村は、国土保全や水源かん養などの多面的機能を有し、地域の社会活動も担う重要な役割を果たしている。日本型直接支払制度の積極的な活用を通じて、農業・農村の多面的機能が維持・発揮されるよう、地域における農業生産活動及び環境保全に効果の高い営農に対して支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

高知市は、他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を実現するために、現に高知市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、基本的な指標を以下に示す。

1 地域特性を活かした主要な営農モデル

高知市で実践されている営農事例を基本として、10年後までには地域における他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、年間農業所得1経営体当たりおおむね400万円、年間労働時間主たる農業従事者1人当たり2,000～2,500時間程度が実現できるように作成したものである。

2 主要資本装備

営農類型、経営規模等に基づき、営農に必要な主要資本装備を作成したものである。

3 生産方式及び経営管理の方法

生産方式については、作物・部門別の合理化の方向、農用地の利用条件などをもとに作成したものである。経営管理の方法については、複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としている。

4 農業従事者の態様等

給料制や休日制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。

[個別経営体の事例（モデル）]

(平坦地域の経営指標)

営農類型	経営規模	主要資本装備	生産方式及び経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻 + 露地野菜 (土地利用型) (平坦部水田地域)	水稻 1,000 a キャベツ, 白菜, カ イラン菜等 30 a	育苗ハウス 動力噴霧器 乗用トラクター 普通トラック 田植機 コンバイン 管理機	・農地の集積・集約化 ・JAの施設利用による省力化 ・品種による作期分散(水稻) ・複式簿記記帳の実施	・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
水稻 + 果樹 (土地利用型) (平坦部水田地域)	水稻 1,000 a すもも 30 a	育苗ハウス 動力噴霧器 乗用トラクター 普通トラック 田植機 コンバイン モノレール 果樹棚	・農地の集積・集約化 ・JAの施設利用による省力化 ・品種による作期分散(水稻) ・複式簿記記帳の実施	・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

<p>水稻 + 施設野菜 (土地利用型)</p> <p>(平坦部水田地域)</p>	<p>水稻 1,000 a</p> <p>軟弱野菜 10 a</p>	<p>A Pハウス 動力噴霧器 乗用トラクター 普通トラック 田植機 コンバイン 管理機 播種機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・集約化 ・J Aの施設利用による省力化 ・品種による作期分散（水稻） ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>水稻 + 露地野菜 (土地利用型)</p> <p>(平坦部水田地域)</p>	<p>水稻 1,000 a</p> <p>オクラ 15 a</p>	<p>育苗ハウス 動力噴霧器 乗用トラクター 普通トラック 田植機 コンバイン 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・集約化 ・J Aの施設利用による省力化 ・品種による作期分散（水稻） ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>施設野菜専作</p> <p>(平坦部水田地域)</p>	<p>イチゴ 30 a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 動力噴霧器 電照設備 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・品質向上（優良品種の導入） ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>施設野菜専作</p> <p>(平坦部水田地域)</p>	<p>ニラ 50 a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 動力噴霧器 電照設備 出荷調製機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調製作業の徹底 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	メロン 35a(3作)	APハウス 育苗ハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> 品質向上(季節に応じた品種の選定) 複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制, 休日制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設野菜専作 (沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)	メロン 20a 新ショウガ 20a	APハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> メロンの品質向上(季節に応じた品種の選定) 優良種イモの確保 複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制, 休日制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設野菜専作 (沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)	新ショウガ 30a	APハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> 優良種イモの確保 複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制, 休日制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設野菜専作 (沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)	スイカ 20a 新ショウガ 20a	APハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> 優良種イモの確保 複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制, 休日制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入

施設花き専作 (沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)	ユリ 50 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気土壌消毒の励行 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設花き + 施設野菜 (沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)	ユリ 20 a 新ショウガ 20 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気土壌消毒の励行 ・優良種イモの確保 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設花き専作 (沿岸部砂畑地域)	グロリオサ 50 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種イモの確保 ・品質向上 (病害虫対策の徹底) ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設花き + 施設野菜 (沿岸部砂畑地域)	グロリオサ 20 a 新ショウガ 20 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種イモの確保 ・グロリオサの品質向上 (病害虫対策の徹底) ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

施設野菜専作 (沿岸部砂畑地域)	促成ピーマン 30 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
果樹専作 (里山地域) (仁淀川水系の平坦地域)	ナシ 80 a	軽四トラック 管理機 運搬車 スピードスプレーヤ 採薬・開薬機 モア一 (大型草刈機) 果樹棚	<ul style="list-style-type: none"> ・複数品種によるリスク, 労力分散 ・品質向上 (優良品種の導入) ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
果樹 + 露地野菜 (里山地域)	ナシ 60 a ハクサイ, キャベツ等 30 a	動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機 運搬車 スピードスプレーヤ 採薬・開薬機 モア一 (大型草刈機) 果樹棚	<ul style="list-style-type: none"> ・ナシ複数品種によるリスク, 労力分散 ・品質向上 (優良品種の導入) ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
果樹専作 (里山地域)	ナシ 60 a 文旦 20 a	動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機 運搬車 スピードスプレーヤ 採薬・開薬機 モア一 (大型草刈機) 果樹棚	<ul style="list-style-type: none"> ・ナシ複数品種によるリスク, 労力分散 ・品質向上 (優良品種の導入) ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	促成キュウリ 25a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

<p>施設野菜 ＋ 露地野菜</p> <p>(仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>促成キュウリ 20a</p> <p>オクラ 5a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
<p>施設野菜 ＋ 露地野菜</p> <p>(仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>促成キュウリ 20a</p> <p>ピーマン 5a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
<p>施設野菜 ＋ 施設野菜</p> <p>(仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>促成キュウリ 20a</p> <p>甘長トウガラシ 5a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
<p>施設野菜専作</p> <p>(仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>抑制キュウリ 25a</p> <p>後作米ナス 25a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入

施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	抑制キュウリ 20a 後作新ショウガ20a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種イモの確保 ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	促成トマト 30a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	促成米ナス 25a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	促成ナス 25a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

施設野菜 ＋ 露地野菜 (仁淀川水系の平地地域)	新ショウガ	20a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種イモの確保 ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
	ピーマン	5a			
酪農 (里山地域)	成牛	30頭	牛舎 堆肥舎 飼料タンク 搾乳機 バルククーラー ホイルローダー フォークリフト	<ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料の確保 ・堆肥の処理 ・複式簿記記帳の 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
果樹専作 (中山間地域)	ユズ	120a	動力噴霧器 軽四トラック 運搬車 草刈り機	<ul style="list-style-type: none"> ・防除の省力化 ・複式簿記記帳の 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日 制の導入 ・適正な雇用労 力の確保 ・社会保険への 加入
	青果 加工用	30% 70%			

※中山間地域において，補完品目の組合せにより，1経営体当たりおおむね400万円の年間農業所得を目指す。

品目	面積 (a)	所得 (千円)	
施設	ユリ	14	1,008
	花き	16	1,024
	ニラ	16	1,008
	軟弱野菜	18	1,021
	小ネギ	10	1,280
露地	ショウガ	12	1,080
	ユズ	60	1,050
	四方竹・筍	50	1,053
	シキミ・サカキ	55	1,040
	ウメ	80	1,008
	イタドリ	45	1,008

[組織経営体の事例 (モデル)]

営 農 類 型	経 営 規 模	主要資本装備	生産方式及び 経営管理の方法	農業従事 の態様等
大規模施設経営 主たる従事者 (3人)	トマト 150a	A Pハウス 育苗ハウス 環境制御装置 養液栽培システム 加温機 選果機 乗用トラクター 普通トラック 軽四トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る。 ・法人化を目指す。 ・IPM技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成するため、現に高知市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、基本的な指標を以下に示す。

1 地域特性を活かした主要な営農モデル

高知市で実践されている事例を基本として、5年後までには地域における他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、年間農業所得1経営体当たりおおむね250万円、年間労働時間主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度が実現できるように作成したものである。

2 主要資本装備

営農類型、経営規模等に基づき、主要な資本装備を作成したものである。

ハウス、トラクターに関しては借入を想定している。

3 生産方式及び経営管理の方法

生産方式については、農用地の利用条件、作物・部門別の合理化の方向などを作成したものである。

経営管理の方法については、複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としている。

4 農業従事の態様等

給料制や休日制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。

[新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営体の事例（モデル）]

(平坦地域の経営指標)

営農類型	経営規模	主要資本装備	生産方式及び経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専作 (平坦部水田地域)	イチゴ 25 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 動力噴霧器 電照設備 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
施設野菜専作 (平坦部水田地域)	ニラ 40 a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 動力噴霧器 電照設備 出荷調製機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・調製作業の徹底 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制，休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

<p>施設野菜専作</p> <p>(沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>新ショウガ 25 a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 ショウガ掘り取り機 ショウガ洗浄機 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種イモの確保 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>施設花き専作</p> <p>(沿岸部砂畑地域) (仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>ユリ 35 a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気土壌消毒の励行 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>施設花き専作</p> <p>(沿岸部砂畑地域)</p>	<p>グロリオサ 30 a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 予冷庫 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質向上 (病害虫対策の徹底) ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入
<p>施設野菜専作</p> <p>(仁淀川水系の平坦地域)</p>	<p>トマト 20a</p>	<p>A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IPM技術の導入 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制, 休日制の導入 ・適正な雇用労力の確保 ・社会保険への加入

施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	促成キュウリ 20a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPM技術の導入 ・ 複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制, 休日制の導入 ・ 適正な雇用労力の確保 ・ 社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	ナス 20a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPM技術の導入 ・ 複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制, 休日制の導入 ・ 適正な雇用労力の確保 ・ 社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	米ナス 20a	A Pハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPM技術の導入 ・ 複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制, 休日制の導入 ・ 適正な雇用労力の確保 ・ 社会保険への加入
施設野菜専作 (仁淀川水系の平坦地域)	メロン 25a(3作)	A Pハウス 育苗ハウス 環境制御装置 自動灌水装置 加温機 動力噴霧器 乗用トラクター 軽四トラック 管理機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質向上 (季節に応じた品種の選定) ・ 複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制, 休日制の導入 ・ 適正な雇用労力の確保 ・ 社会保険への加入
果樹専作 (中山間地域)	ユズ 70a 青果 30% 加工用 70%	動力噴霧器 軽四トラック 運搬車 草刈り機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除の省力化 ・ 複式簿記記帳による経営と家計との分離。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制, 休日制の導入 ・ 適正な雇用労力の確保 ・ 社会保険への加入

※中山間地域において、補完品目の組合せにより、1経営体当たりおおむね250万円の年間農業所得を目指す。

品目		面積 (a)	所得 (千円)
施設	ユリ	14	1,008
	花き	16	1,024
	ニラ	16	1,008
	軟弱野菜	18	1,021
	小ネギ	10	1,280
露地	ショウガ	12	1,080
	ユズ	60	1,050
	四方竹・筍	50	1,053
	シキミ・サカキ	55	1,040
	ウメ	80	1,008
	イタドリ	45	1,008

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

高知市では、農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材を確保し、育成していく必要がある。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、高知県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）、農業振興センター、家畜保健衛生所、高知市農協、高知県農協等と連携して研修・指導や相談対応等の取組を進める。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、給料制や休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、高知市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行うものとする。

2 市町村が主体的に行う取組

高知市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農業振興センター、家畜保健衛生所、高知市農協、高知県農協、農業委員会等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、担い手協議会を中心に、関係機関が連携し、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、農業を担う者の受入から定着までに必要となるサポートを一貫して行うことができる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の修正等の措置を講じる。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や高知県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

高知市は、担い手協議会を中心とし、高知市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を、関係機関と連携して実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

高知市は、担い手協議会を中心として、関係機関と連携し、産地が行う、栽培品目ごとの就農受入体制、就農後の収入や生活環境等をまとめた産地提案書の作成を支援し、高知県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供するとともに、産地提案書を活用した新規就農者の確保に取り組む。

農業を担う者の確保のため、担い手協議会を中心として、関係機関と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、関係機関で情報共有を行うとともに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を以下に示す。
 なお、農用地の利用の集積については、法に基づく利用権の設定や移転のほか、農作業の受委託についても含んでおり、過去の農地のかい廃面積等も考慮して想定している。

	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地面積が地域における農用地面積に占める割合の目標
高知市	おおむね45%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、担い手協議会の構成機関・団体の連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際高知市は、関係機関・団体とともにこうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の策定を通じ、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度において利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を推進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話合いの中で十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用 改善については、次により進めることとする。

(1) 農業従事者の高齢化及び減少が著しい中山間地域

中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定を基礎に、協業経営による集落営農組織へ発展させることによって農用地の利用の改善を図る。

(2) その他の地域（平坦部水田地域、沿岸部砂畑地域、里山地域及び仁淀川水系の平坦地域）

認定農業者をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ農用地を集積することを基本とするとともに、一部の地域で実施されている農業の持つ多面的機能の発揮に向けて取り組んでいる組織や農作業の受託に取り組んでいる組織を支援することによって農用地の利用の改善を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高知市は、法第5条第2項の規定に基づき高知県が定めた農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項の内容に即しつつ、高知市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

高知市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

特に、ほ場整備の実施が見込まれている地区においては、ほ場の大区画化による能率的な生産基盤を整えるため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が農地を連担的な条件下で効率的な生産活動が行えるよう努める。

ほ場整備未実施地区においては、優良農地の確保に努めるとともに、小規模なほ場整備を実施し、生産条件の改善を図り、園芸農業や地域特性を生かした農業経営を展開している認定農業者等への利用集積を効果的に進め、農用地の有効利用、耕作放棄地の発生防止に努める。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の場合に応じてそれぞれ次に定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、a から e までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、a、d 及び e に掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業の譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がア(ア) a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に規定する条件を付して利用権設定を受ける者で農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合等を除く。）は、次に掲げるすべての要件を備えるものとする。
- (ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の土地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- カ アからオまでに規定する場合のほか、利用権の設定を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 高知市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等と内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から令和5年4月1日付け4経営第3216号による改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

イ 高知市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次の要件に適合すると認めるときは、農用地利用集積計画の手続を進めるものとする。

a 当該開発事業の実施が確実であること。

b 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

c 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 高知市は、次号に規定する申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 高知市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、高知市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができるものとする。

イ 高知市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができるものとする。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができるものとする。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、前号イの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 高知市は、前号アの規定により農業委員会から要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 高知市は、前号イ及びウの規定により土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合から申出があった場合は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに規定する場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、高知市は、農用地利用集積計画を定めることができるものとする。

エ 高知市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（第1号に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次の事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、第1号のエに規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（1）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が第1号のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件

(イ) その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量などその者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用を負担する者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

高知市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、前号イに規定する土地ごとに同号アに規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地についての所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

高知市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は第5号アの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち第7号アからカまでの事項を公告しなければならない。

(10) 公告の効果

高知市が前号の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農地法第6条の2第1項の規定に基づき、農用地の利用状況の報告を農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

高知市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 高知市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、第9号の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第1号のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 高知市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) 第9号の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた第1号エに規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借を解除しないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 高知市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を公告しなければならない。

エ 高知市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は所有者がこれらの事業の実施に応じたときは農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに当該区域における基幹作物の農繁期を除くなど、工夫して設定することとし、開催に当たっては、高知市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。参加者については、農業者、高知市、農業委員、農地利用最適化推進委員、高知市農協、高知県農協、農地中間管理機構（公益財団法人高知県農業公社）（以下「高知県農業公社」という。）の相談員、土地改良区、高知県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等について検討していく。

高知市は、地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づく利用権の設定等の状況について適宜確認する。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 高知市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う高知県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図るものとする。

(2) 高知市、農業委員会及び農業協同組合は、高知県農業公社が行う農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供及び事業の協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

高知市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、前号に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次の事項を定めるものとする。

- a 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- b 農用地利用改善事業の実施区域
- c 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- d 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- e 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- f その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア 第2号に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項の規定による要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」様式第6-1号の認定申請書を高知市に提出して、農用地利用規程について高知市の認定を受けることができる。

イ 高知市は、申請された農用地利用規程が次の要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- a 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- b 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- c 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- d 第4号アdに規定する役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- e 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 高知市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告しなければならない。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア 前号アに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに

限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、第4号アの事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- a 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- b 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- c 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の認定等及び農作業の委託に関する事項
- d 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 高知市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について前号アの規定により認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が同号イの要件のほか、次の要件に該当するときは、当該認定をするものとする。

- a イbに規定する目標が第2号に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- b 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の規定による認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア 第5号イの規定により認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導及び援助

ア 高知市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

イ 高知市は、第5号アに規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興センター、農業委員会、農業協同組合、高知県農業公社等の指導及び助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的かつ重点的な支援及び協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

高知市は、次の事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

なお、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の活用の周知等を行う。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

(1) 農業従事者の育成及び確保

高知市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の合理化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むものとし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備するものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保と定着に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センター、農業振興センター及び農業協同組合などと連携し、就農相談会等へ参加し、就農希望者に対しては、高知市での就農に向けた情報の提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携し、研修希望者等の受入れを行う。

イ 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

高知市が主体となって高知県農業大学校、農業振興センター、家畜保健衛生所、農業委員会、指導農業者及び農業協同組合等と連携・協力し、研修や就農時期・内容などを把握し、効率的かつ適切な支援を行う。

ウ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域での話し合いを通じ、地域の農業の担い手として育成する体制を強化する。また、協議の場への参加を促し、必要に応じて地域計画の修正等の措置を講じる。

さらに、高知市認定農業者連絡協議会等を通じて地域の篤農家との交流機会を設ける。

エ 経営力の向上に向けた支援

農業経営相談センター等を活用し、税理士等の専門家を活用した経営改善につなげるとともに、農業経営力向上セミナーや農業経営研修会などの経営管理に必要な農業経営の研修に誘導し、経営力向上を後押しする。

オ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画等との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、各種補助事業を活用しながら経営力を高め、定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高知市は、第1項から第6項までに規定する内容の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、次の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 高知市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の整備等を進めるとともに、農産物集出荷施設や農産物加工施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図るものとする。

イ 高知市は、高知市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るものとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用方式を基本に、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めるものとする。

ウ 高知市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

高知市は、農業委員会、農業振興センター、家畜保健衛生所、高知市農協、高知県農協その他関係機関で構成する担い手協議会において農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4に規定する目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進するものとする。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、高知市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下この項及び次項において「一部改正法」という。）の施行の日から起算して6月を経過する日（その日までに一部改正法による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「改正後の法」という。）第6条の規定により基本構想が変更され、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、改正後の法第6条の規定により定められ、又は変更され、及び公告された当該高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とみなす。

3 一部改正法において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるものとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別紙1（第5第1項第1号力関係）

次の各号に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとに、それぞれ当該各号に掲げる要件を備えている場合は、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（同令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項が認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5第1項第2号関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間又は残存期間	2 借賃の算定基準	3 借賃の支払方法	4 有益費の償還
<p>(1) 存続期間は3年（利用権を設定する農用地に補助事業等を活用して農業用ハウスを設置する場合は、そのハウスの減価償却の期間、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>(2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>(3) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の</p>	<p>(1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>(2) 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(3) 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(4) 借賃を金銭以外の</p>	<p>(1) 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>(2) 前号の支払いは賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>(3) 借賃を金銭以外のもので定めた場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>(1) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>(2) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良に</p>

<p>実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>算した額が、前3号の規定により算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、当該借賃の換算方法については、農地法の一部を改正する法律の施行について（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>よる増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき高知市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間又は残存期間	2 借賃の算定基準	3 借賃の支払方法	4 有益費の償還
Iの1に同じ。	<p>(1) 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(2) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(3) 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの2(3)に同じ。</p>	Iの3に同じ。	Iの4に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

1 存続期間	2 損益の算定基準	3 損益の決済方法	4 有益費の償還
Iの1に同じ。	(1) 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 (2) 前号の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの3に同じ。この場合において、Iの3中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合は、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの4に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

1 対価の算定基準	2 対価の支払方法	3 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下に行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座への振り込み、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権が移転するものとし、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は、失効するものとする。